

2024年1月4日

令和6年能登半島地震に伴い被災されたお客さまへ

令和6年能登半島地震に伴い被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。被災された皆さまにおかれましては、一刻も早く平穏な生活を取り戻されることをお祈り申し上げます。

さて、当金庫では今回の災害に遭われた皆さまとのお取引に対して、下記の通りのお取扱いを実施しておりますのでご案内致します。

何卒、お気軽にご相談いただきますよう、お願いいたします。

記

[令和6年能登半島地震にかかる災害救助法適用地域]

適用日	県	市区町村
1月1日	新潟県	新潟市・長岡市・三条市・柏崎市・加茂市・見附市・燕市・糸魚川市・妙高市・五泉市・上越市・佐渡市・南魚沼市・三島郡出雲崎町
	富山県	富山市・高岡市・氷見市・滑川市・黒部市・砺波市・小矢部市・南砺市・射水市・中新川郡舟橋村・中新川郡上市町・中新川郡立山町・下新川郡朝日町
	石川県	金沢市・七尾市・小松市・輪島市・珠洲市・加賀市・羽咋市・かほく市・白山市・能美市・河北郡津幡町・河北郡内灘町・羽咋郡志賀町・羽咋郡宝達志水町・鹿島郡中能登町・鳳珠郡穴水町・鳳珠郡能登町
	福井県	福井市・あわら市・坂井市

※2024年1月3日現在（最新の災害救助法の適用状況は内閣府防災情報のページをご覧ください）

1. 預金のお取引

(1) 通帳、預金証書を紛失した場合でも、ご本人様であることを確認させていただいた上で、10万円を上限にお支払をいたします。

※お届け印鑑もあわせて紛失している場合は、窓口にてご相談下さい。

(2) 汚れた紙幣の引き換えをいたします。

(3) 定期預金等の満期日前の払戻しが必要な場合は窓口にてご相談下さい。

(4) 被災に伴い必要なその他のお取引についても、窓口へご相談下さい。

2. 融資のお取引

既にお借入されているご融資の返済方法等のご相談についても、窓口にてご相談下さい。

※詳細につきましては、窓口までお問い合わせください。

— 東北労働金庫 —

